

教育下越

新潟県教育庁下越教育事務所
https://www.pref.niigata.lg.jp/kyoiku_kaetsu/
令和8年5月13日発行 第397号



1面：凡事徹底の1年に 令和8年度学校管理訪問について等
2面：児童生徒の事故防止 人権教育、同和教育の推進 SC、SSWの活用

凡事徹底の1年に

凡事徹底とは、当たり前を確実に行う姿勢を学校全体で共有し、安心・安全な学校運営を支える基本です。日々の確認、記録、報告、物品管理などを丁寧に行うことで、ミスやトラブルを未然に防ぐことで、結果として職員の負担も軽くなります。手戻りや追加対応を減らすことで、教職員が本来の教育活動に集中できる環境づくりにつながります。



働きがいを実感できる学校を目指して

今年度から、市町村教育委員会が「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」）を策定することが義務付けられました。県教育委員会は市町村の策定した「計画」の取組を支援し、次の目標の達成を目指します。

業務量管理

令和11年度末までに、1か月の時間外在校時間が45時間以下の割合を100%、1年間における1か月時間外在校時間の平均時間を30時間程度にする。

健康確保維持

教職員が児童生徒・保護者との信頼関係を築き、専門性を発揮しながら、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる環境を整える。



教職員の皆さんが心身ともに健康で、安心して子どもたちと向き合える学校づくりに向け、働き方改革を「自分たちの課題」として、共に進めていきましょう。

令和8年度 学校管理訪問について

小学校34校、中学校23校の計57校の訪問を行います。訪問予定のない学校にも、市町村教育委員会を通じて「諸表簿点検11のポイント」や「学校の施設・設備等に関する通知内容（抜粋）」を配付してありますので、御確認ください。

1 訪問のポイント① ～適正な財務管理～

年度末に「学校財務の総点検」の結果報告書が通知されました。点検の結果、基本的なルールは概ね整備されている一方、実際の運用や証跡の管理に課題があることが分かりました。結果報告書の「改善に向けた要点」を必ず確認し、自校の財務管理が適正に行われるよう、御活用ください。

今年度は事務担当者の訪問回数を増やし、財務管理の点検に努めます。

2 訪問のポイント② ～危険物の管理～

昨年度の管理訪問では「準備室は施錠管理をするから」と刃物類が鍵のかからない戸棚に置かれている学校が散見されました。家庭科準備室の包丁と同様の管理が必要です。

また、使用見込みのない錆びた刃物類が保管されている学校がいくつかありました。学校の統合に伴う余剰物品だと考えられます。今現在の学習活動に必要な物かどうかを見極め、廃棄する等適切に管理してください。

3 訪問のポイント③ ～改善への取組～

「学校管理訪問は学校が変わるチャンス」と前向きに受け止め、改善に着手していただいています。

前回の訪問で指摘した事項が、職員全体に共有され、確実に改善されているかがとても重要です。また、過去の学校事故に対し、言葉による指導だけでなく、具体的な手立て（仕組）を講じているのでしょうか。公教育としての信頼を失わないよう、管理職を中心に何が課題なのか実態把握に努め、改善に取り組むようお願いいたします。

児童生徒の事故防止を

1 交通事故について

(1) 令和7年度の状況について

事故発生件数は26件(前年度-9件)、校種別にみると小学校14件、中学校12件でした。状況別にみると自転車乗車中の事故が17件と最も多く発生しました。

小学校では、信号機の無い横断歩道を横断中に車と接触した事例、中学校では、自転車で登下校中に、交差点の横断歩道を一時停止や左右の確認をせず、自転車に乗車したまま渡ろうとして車と接触した事例がありました。

(2) 重点指導事項

年度始めのこの時期、安全意識を高める絶好の機会です。各校で、下記の事項について丁寧に指導するようお願いします。

○安全な歩行の仕方

- ・車道への急な飛び出しは絶対にしない
- ・交差点や横断歩道での一時停止
- ・横断前・横断中の安全確認

○自転車の安全な乗り方

- ・車道通行が原則、左側を通行
- ・交差点では一時停止と安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・ヘルメットの着用

2 傷害事故について

(1) 令和7年度の状況について

事故発生件数は120件(前年度+4件)でした。校種別にみると小学校75件、中学校45件となります。

場面別にみると学校管理下の教科(特に体育)等学習時間、休憩時間中の事故が多かったです。体育での器械運動中の落下、着手や着地失敗、休憩時間中のボール運動でのボールの取り損ね等が原因となる事例が多くみられました。

(2) 重点指導事項

傷害事故を防止するために、事前に下記の事項を行うようお願いします。

○危険を予測し回避できる力を、発達段階に応じて身に付けさせる

○事故の起きない環境づくりに努める

- ・指導中の安全確保
- ・施設設備の安全確認

なお、事故が起こった場合は報告・連絡・相談を確実にいき、首から上のけがは、躊躇せず救急搬送する等、日頃から自校の危機管理マニュアルについて周知し、これに則った対応の徹底をお願いします。

人権教育、同和教育の推進

新潟県教育委員会では、「同和教育基本方針」及び「新潟県人権教育基本方針」に基づき、同和教育を中核にした人権教育に取り組み、偏見や差別をなくす意志と行動力をもった人間を育成する教育や学習機会の拡充に努めてきました。しかし、近年、インターネットやSNSを介して、誹謗中傷や差別を助長する情報等が広がっており、児童生徒がこうした情報に触れることで誤った認識をもつことが懸念されます。このような状況を踏まえ、各校において、管理職から所属の全職員に対して下記の留意事項について確実に指導した上で、人権教育、同和教育の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。(教義第194号の3 令和8年4月17日通知より)

- ・被差別部落の起源に関する認識について
- ・部落差別を解消するための考え方について
- ・インターネット上の人権侵害について
- ・教職員研修の充実について

SC、SSWの効果的な活用を

1 スクールカウンセラーについて

全ての学校に、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応を目的としたスクールカウンセラー(以下SC)を配置しています。

SCの職務は以下のとおりです。

- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・学級や学級集団に対する援助
- ・教職員や組織に対するコンサルテーション
- ・児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

2 スクールソーシャルワーカーについて

スクールソーシャルワーカー(以下SSW)の職務は、「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」です。

SSWの職務は以下のとおりです。

- ・児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・関係機関とのネットワークの構築、連携、調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談情報提供
- ・教職員等への研修活動

保護者の困り感を早期に受け止め、SC、SSWにつなげていくことで支援が効果的に機能します。

各学校においては、個々の課題が顕在化する前に、管理職を通じて御相談いただくようお願いいたします。